

(別紙 1)

業務内容（市様式 1－2）の記入に当たっての留意事項

資格審査を希望する部門欄に記入する印の区別について、考え方は次のとおりです。

- 【凡例】◎：各法令等の規定上の営業所が秋田県内にある場合
○：各法令等の規程上の営業所が東北管内（秋田県を除く）にある場合
●：上記以外の場合

ただし、環境調査業務のうち日照調査、電波調査及び土壌調査の各部門については、「各法令等の規定上の営業所」を「納税義務のある営業所」と読み替えてください。

- 注 1) 「各法令等」とは、測量業務においては測量法、土木関係建設コンサルタント業務においては建設コンサルタント登録規程、建築関係建設コンサルタント業務においては建築士法、補償コンサルタント業務においては補償コンサルタント登録規程、地質調査業務においては地質調査業者登録規程、環境調査業務においては計量法をいいます。
- 注 2) 環境調査業務を申請する場合、計量証明事業者登録のうち、音圧レベルの登録を有する場合は騒音調査が、振動加速度レベルの登録を有する場合は振動調査が、濃度の登録を有する場合は大気調査及び水質調査が、それぞれ該当する部門になります。
- 注 3) 入札、契約等の権限を委任するか否かとは、直接は関係ありません。

(例) 本店が東京都の県外業者（測量業務、土木関係建設コンサルタント及び地質調査を申請）

本 店：測量法、建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の登録あり

宮城支店：測量法及び建設コンサルタント登録規程の登録あり

秋田支店：建設コンサルタント登録規程の登録あり

↓

測 量：○

土 木：◎

地 質：●

※ この場合、本店以外に測量、建設コンサルタント及び地質の申請業務の全てについて営業所登録をしている支店等がないため、入札、契約等の権限は委任できません。本店において入札、契約等を行うこととなります。

また、この例において、本店以外の支店等で入札、契約等を行いたい場合は、当該支店等を申請業務の全てについて営業所登録するか、又は申請業務を取捨選択することとなります。

例えば、秋田支店を測量、建設コンサルタント及び地質の全てについて営業所登録した場合、印は次のように変更となり、秋田支店に委任することも可能となります。

測 量：○ → ◎

土 木：◎

地 質：● → ◎

(別紙 2)

技術者保有人数（市様式 1－4）の記入に当たっての留意事項

申請業務における技術者は次のとおりですので、各業務に従事している「常勤の職員」のみを適正に記入してください。

測量業務の技術者保有人数以外は、資格審査の要件にはなっていませんが、申請書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格が受けられず、また、資格取得後に発覚した場合には取り消されることがあります。

(資格を証明する書類及び常勤性を確認できる書類を求めることがあります)

1. 技術者保有人数について

申請日をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

2. 常勤の職員について

「常勤の職員」とは、原則として次の条件に該当する者をいい、該当しない場合は常勤の職員として認められませんので、ご注意ください。

- (1) 社会保険適用事業所の場合は、社会保険加入者
- (2) 社会保険適用事業所でない場合は、雇用保険の被保険者で、概ね常時月 20 日以上勤務している者

3. 複数の資格を有する技術者の取扱いについて

1 人で 2 以上の資格を有する場合は、重複して計上しても構いません。

(例) 土木関係建設コンサルタント業務の「道路」部門と「下水道」部門を申請し、1 人で技術士の「道路」と「下水道」の資格を有する場合は、それぞれに 1 として計上できます。

「技術士」と「RCCM」、「1 級」と「2 級」、「土」と「土補」等同部門の資格を重複して有している場合は、それぞれ上位の資格のみを記入してください。

4. 技術者の資格について

各申請業務の技術者については、次の条件に合致する者の人数を記載してください。

(1) 測量業務

ア. 測量士・・・測量法の規定による登録を受けた測量士又は測量士補を記入
測量士補

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

ア. 技術士又は同等認定者・・・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による技術士の登録を受けている者であって、建設コンサルタント登録規程別表の下欄に定める技術管理者となる資格を持つ者又は技術管理者（認定）で、申請部門に対応するものを記入

イ. RCCM・・・（一社）建設コンサルタンツ協会が実施する RCCM 登録規則による登録を受けている者であって、選択科目が申請部門に対応するものを記入

ウ. コンクリート診断士・・・（公社）日本コンクリート工学会による登録を受けた者を記入

エ. 一級建築士・・・建築士法の規定による一級建築士を記入

オ. 農業土木技術管理士・・・（公社）土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士を記入

カ. 林業技士（森林土木）・・・（一社）日本林業技術協会が認定する林業技士（森林土木）を記入

(3) 建築関係建設コンサルタント業務

一級建築士・・・建築士法の規定による一級建築士、二級建築士又は木造建築士を記入

二級建築士

木造建築士

(4) 補償コンサルタント業務

ア. 実務経験者、同等認定者又は補償業務管理士・・・補償コンサルタント登録規程第3条第1号に該当する者（（一社）日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士を含む。）であって、申請部門に対応するものを記入

イ. 一級建築士・・・建築士法の規定による一級又は二級建築士を記入

二級建築士

ウ. 不動産鑑定士・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補を記入

不動産鑑定士補

エ. 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定による土地家屋調査士を記入

オ. 司法書士・・・司法書士法（昭和25年法律第197号）の規定による司法書士を記入

カ. 公共用地経験者・・・官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績がある者を記入

(5) 地質調査業務

ア. 実務経験者又は同等認定者・・・地質調査業者登録規程第3条第1号イ又はロに該当する者を記入

イ. 技術士・・・技術士法の規定による登録を受けている者であって、第2次試験のうち、建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設一般並びに土質及び基礎」又は「応用理学一般及び地質」とするものに限る。）の資格を持つものを記入

ウ. 地質調査技士・・・（一社）全国地質調査業協会に地質調査技士として登録されている者を記入

エ. さく井技能士・・・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるさく井技能士を記入

(6) 環境調査業務

ア. 技術士又は同等認定者・・・技術士法の規定による登録を受けている者であって、第2次試験のうち衛生工学部門の受験資格を持つもの又は同等認定者を記入

イ. 環境計量士・・・計量法の規定による環境計量士を記入